特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
4	障害者総合支援事務　基礎項目評価書

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言	
本市は，障害者総合支援事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり，特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し，特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを低減させるために十分な措置を行い，もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。	
特記事項	

評価実施機関名
茨城県稲敷市長

公表日
令和7年1月14日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	自立支援給付の支給又は地域生活支援事業の実施に関する事務
②事務の概要	障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律に基づき障害者総合支援業務を実施している。 ①申請に基づき、住民票に基づく受給者の異動等及び年齢到達による障害福祉サービスの利用資格について確認し、サービス等利用計画案の提出を依頼する。 ②申請に係る本人と面接をし、障害支援区分の認定調査を行い、また、置かれている環境の調査を行うとともに、利用サービスに関する意向を聴取する。 ③調査結果や医師の意見書などから市町村審査会で障害支援区分の認定を行う。 ④調査事項、障害支援区分、サービス利用計画案を勘案して支給の決定をする。また、世帯構成、世帯員の課税状況、受給者の所得及び生保受給状況等を把握して、自己負担上限額を決定する。 ⑤支給決定障害者と契約を締結した事業者からの請求に対して審査を行い支払を行う。
③システムの名称	障害者総合支援システム（標準化前），障害者福祉システム（標準化後），宛名管理システム，中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
1. 障害者総合支援申請情報ファイル　2. 障害者総合支援決定情報ファイル　3. 障害者総合支援請求情報ファイル　4. 宛名情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記）第9条第1項　別表　（9，20，21，22，51，117の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　（第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第52条の3）

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会】 第2条の表（14，15，16，20，37，75，144，145，146の項） （第16条，第17条、第18条、第22条、第39条、第77条、第146条、第147条、第148条） 【情報提供】 第2条の表（11，14，15，18，20，37，42，75，80，135，144，155の項） （第13条、第16条、第17条、第20条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条）	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	保健福祉部社会福祉課
②所属長の役職名	社会福祉課長

6. 他の評価実施機関
総務省

7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　総務課・社会福祉課　　電話029-892-2000

８．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1　稲敷市役所　社会福祉課　　電話029-892-2000
９．規則第９条第２項の適用	[　　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1,000人以上1万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和2年4月1日 時点	
3. 重大事故		
過去１年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[　　基礎項目評価書　　]	＜選択肢＞ 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手（情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。）		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者（元職員、アクセス権限のない職員等）によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		**[　　]委託しない**
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転（委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。）		**[　　]提供・移転しない**
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	**[　　]接続しない（入手）**	**[　　]接続しない（提供）**
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている

8. 人手を介在させる作業		[　　]人手を介在させる作業はない
人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　十分である　　]	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	マイナンバー利用事務におけるマイナンバー登録事務に係る横断的なガイドラインに従い、申請者からマイナンバーの提供を受け、そのうえで記載されたマイナンバーの真正性確認を行っており、申請者からマイナンバーが得られない場合にのみ行う住基ネット照会が、4情報又は住所を含む3情報による照会を行うことを遵守している。	

9. 監査	
実施の有無	［ ○ ］ 自己点検　　［ ○ ］ 内部監査　　［　　］ 外部監査

10. 従業者に対する教育・啓発		
従業者に対する教育・啓発	［　　十分に行っている　　］	＜選択肢＞ 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策	［　　］全項目評価又は重点項目評価を実施する
最も優先度が高いと考えられる対策	［ 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策　　］ ＜選択肢＞ 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	［　　十分である　　］ ＜選択肢＞ 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	稲敷市側のシステムにおいては、情報ネットワークシステムで情報照会を行うことができる端末、職員、参照範囲が必要最小限となるよう、アクセス制限を設定している。また、端末については、社会福祉課に設置された端末でのみ作業が可能であり、物理的にも使用を制限している。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
令和1年6月20日	Ⅰ　4．情報提供ネットワークシステムによる情報連携　②	・番号法第19条第7号　別表第二（16，26，56，57，87，108，109，110，116の項）	【情報照会】 ・番号法第19条第7号　別表第二（20，53，1	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　5．評価実施機関における担当部署　②所属長の役職	社会福祉課長　鳥羽　則夫	社会福祉課長	事後	評価書様式の変更
令和1年6月20日	Ⅰ　7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求　請求先	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所　総務課	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所　総務課・社会福祉課　　電話	事後	
令和1年6月20日	Ⅰ　8．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所　総務課	〒300-0595　茨城県稲敷市犬塚1570番地1 稲敷市役所　社会福祉課　　電話029-892-	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　1．対象人数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅱ　2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成28年4月1日時点	平成31年4月1日時点	事後	
令和1年6月20日	Ⅳ　リスク対策	※項目なし	※全項目追加	事後	評価書様式の変更
令和2年9月8日	Ⅱ　1．対象人数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和2年9月8日	Ⅱ　2．取扱者数　いつの時点の計数か	平成31年4月1日 時点	令和2年4月1日 時点	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ　3．個人番号の利用　法令上の根拠	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記） 第9条第1項　別表第一　（12、34、84の項） ・番号法別表第一の主務省令で定める事務を定める命令　（第12、25、60条）	・行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（以下，「番号法」と表記） 第9条第1項　別表　（9，20，21，22，51，117の項） ・番号法別表の主務省令で定める事務を定める命令　（第8条、第11条、第12条、第14条、第25条、第52条の3）	事後	
令和7年1月14日	Ⅰ　4．情報提供NWSによる情報連携　法令上の根拠	【情報照会】 ・番号法第19条第7号　別表第二（20，53，108，109，110の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第14，27，55，55の2，55の3条） 【情報提供】 ・番号法第19条第7号　別表第二（8，11，16，20，26，53，56の2，57，87，108，116の項） ・番号法別表第二の主務省令で定める事務及び情報を定める命令（第7，10，12，14，19，27，30，31，44，55，59の2条）	番号法第19条第8号に基づく主務省令 【情報照会】 第2条の表（14，15，16，20，37，75，144，145，146の項） （第16条，第17条、第18条、第22条、第39条、第77条、第146条、第147条、第148条） 【情報提供】 第2条の表（11，14，15，18，20，37，42，75，80，135，144，155の項） （第13条、第16条、第17条、第20条、第22条、第39条、第44条、第77条、第82条、第127条、第146条、第157条）	事後	
令和7年1月14日	Ⅳ　リスク対策　8．人手を介在させる作業	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更
令和7年1月14日	Ⅳ　リスク対策　11．最も優先度が高いと考えられる対策	記載なし	新規記載	事後	評価書様式の変更